## 盛岡地区広域消防組合個人情報保護条例施行規則

平成 23 年 3 月 29 日 規 則 第 3 号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 適正な取扱いの確保 (第2条)

第2節 開示 (第3条~第16条)

第3節 訂正 (第17条~第22条)

第4節 利用停止(第23条~第26条)

第5節 不服申立て(第27条・第28条)

第3章 雑則(第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡地区広域消防組合個人情報保護条例(平成22年条例第8号。以下「条例」という。)の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

- 第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務開始・変更届(様式第1号) により行うものとする。
- 2 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 個人情報取扱事務の開始又は変更の年月日
  - (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
  - (3) 個人情報が記録されている行政文書の名称及び保存年限
  - (4) 他の法令等による開示、訂正又は利用停止の制度の有無
  - (5) その他必要な事項
- 3 条例第4条第3項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届(様式第2号)により行 うものとする。

4 条例第4条第5項の目録は、個人情報取扱事務届出簿(様式第3号)とする。 第2節 開示

(代理人による開示請求等の特別な理由)

第3条 条例第11条第2項、第26条第2項及び第34条第2項の特別な理由は、個人情報 の本人が身体障がい、病気等のため、自ら来庁して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以 下「開示請求等」という。)をすることが困難であることとする。

(開示請求書)

- 第4条 条例第12条第1項の開示請求書は、盛岡地区広域消防組合個人情報開示請求書(様式第4号)とする。
- 2 条例第12条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示請求をする者の連絡先
  - (2) 希望する開示の実施の方法
  - (3) 法定代理人又は代理人(以下「法定代理人等」という。)が開示請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が開示請求を行うことが困難な理由
  - (4) その他必要な事項

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第5条 条例第12条第2項、第22条第4項、第27条第3項及び第35条第2項の本人又は法定代理人若しくは代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
  - (1) 本人が開示請求等をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として管理者が定めるもの
  - (2) 法定代理人が開示請求等をする場合 当該法定代理人に係る前号の書類及び戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として管理者が定めるもの
  - (3) 代理人が開示請求等をする場合 当該代理人に係る第1号に規定する書類並びに個人情報の本人が第3条の特別な理由に該当する者であることを証明する書類及び当該代理人の資格を証明する書類として管理者が定めるもの
- 2 本人又は法定代理人は、身体障がい、病気等のため、自ら来庁して開示請求等をすることが困難である場合は、開示請求等に係る請求書を実施機関に送付して開示請求等をすることができる。この場合において、当該開示請求等をする者は、前項の書類を複写機により複写したもの及び来庁して開示請求等をすることが困難であることを明らかにする書類並びにその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写しを実施機関に提出しなければならない。

- 3 開示請求をした法定代理人等は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を当該開示請求をした実施機関(条例第20条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関)に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (未成年者の確認書の提出)
- 第6条 実施機関は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第13条第8号の規定に該当するか否かの判断に当たり、法定代理人請求に係る未成年者確認通知書(様式第5号)により当該未成年者に開示についての法定代理人請求に係る確認書(様式第6号)の提出を求めることができる。

(開示決定等の通知)

- 第7条 条例第17条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示を実施する日時
  - (2) 開示を実施する場所
  - (3) 開示の実施に要する費用の額
  - (4) その他必要な事項
- 2 条例第17条の規定による通知は、次の各号に掲げる個人情報の開示の区分に応じ、当該 各号に定める通知書により行うものとする。
  - (1) 個人情報の全部を開示するとき 盛岡地区広域消防組合個人情報開示決定通知書 (様式 第7号)
  - (2) 条例第14条の規定により個人情報を開示するとき 盛岡地区広域消防組合個人情報部 分開示決定通知書(様式第8号)
  - (3) 個人情報の全部を開示しないとき 盛岡地区広域消防組合個人情報不開示決定通知書 (様式第9号)

(開示決定等の期間の延長に係る通知)

第8条 条例第18条第2項の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示決定等の期間の特例の取扱いに係る通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報開示決定等期間特 例適用通知書(様式第11号)により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第10条 条例第20条第1項の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報開示請求

事案移送通知書(様式第12号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等)

- 第11条 条例第21条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示請求の年月日
  - (2) 開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容
  - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第21条第1項の規定による通知は、実施機関が必要があると認めた場合に、口頭又は書面により行うものとする。
- 3 条例第21条第2項の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報開示決定等に係る意見照会書(様式第13号)により行うものとする。
- 4 条例第21条第3項の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合第三者情報開示決定通知書(様式第14号)により行うものとする。
- 5 実施機関は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に 関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不 当に侵害しないように留意しなければならない。

(個人情報の開示の実施の方法等)

- 第12条 個人情報の開示の実施は、実施機関が指定する窓口における開示又は写しの送付の 方法により行うものとする。
- 2 条例第22条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、 当該各号に定める方法とする。
  - (1) 録音テープ、録音ディスク、録画テープ又は録画ディスク 実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの視聴又は複製物の交付
  - (2) その他の電磁的記録 実施機関が現に保有するプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。) により当該電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
- 3 実施機関は、個人情報の開示を受ける者が、当該個人情報が記録されている行政文書を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示の実施の方法等の申出)

- 第13条 条例第22条第2項の規定による申出は、口頭又は書面により行わなければならない。
- 2 条例第22条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 希望する開示の実施の方法

- (2) 開示決定に係る個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 窓口における開示の実施を希望する場合にあっては、開示の実施を希望する日
- 3 開示決定をする前に当該開示決定に係る開示請求をした者から前項各号に規定する事項の 申出があった場合において、実施機関が当該申出のあった開示の実施の方法等と同一の方法 等により開示の実施をする旨の決定をしたときは、当該申出は、条例第22条第2項の規定 によりなされた申出とみなす。
- 4 実施機関は、条例第22条第2項の規定による申出があった場合(前項の規定により当該申出があったものとみなされる場合を含む。)は、当該申出に係る開示の実施の方法等を決定し、当該申出をした者に対し、その旨を盛岡地区広域消防組合個人情報開示方法等決定通知書(様式第15号)(同項の規定により当該申出があったものとみなされる場合にあっては、第7条第2項第1号又は第2号の通知書)により通知するものとする。
- 5 条例第22条第5項の規定による申出は、盛岡地区広域消防組合個人情報の更なる開示申 出書(様式第16号)により行わなければならない。
- 6 第4項の規定は、条例第22条第5項の規定による申出に係る通知について準用する。この場合において、第4項中「条例第22条第2項の規定による申出があった場合(前項の規定により当該申出があったものとみなされる場合を含む。)」とあるのは「条例第22条第5項の規定による申出があった場合」と、「盛岡地区広域消防組合個人情報開示方法等決定通知書(様式第15号)(同項の規定により当該申出があったものとみなされる場合にあっては、第7条第2項第1号又は第2号の通知書)」とあるのは「盛岡地区広域消防組合個人情報開示方法等決定通知書」と読み替えるものとする。

(開示請求等の特例)

- 第14条 実施機関は、条例第24条第1項の実施機関が別に定める個人情報を定めたときは、 当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求をすることができる期間及び場所を適切な方 法で周知するものとする。
- 2 条例第24条第2項の実施機関が別に定める方法は、閲覧又は口頭による開示の方法とする。

(条例第25条第2項及び第3項の規則で定める額等)

第15条 条例第25条第2項の規則で定める額は、次表のとおりとする。

区 分	金額
1 複写機による写し(日本工業規格A3	片面1枚につき10円
以下の大きさのもので白黒で複写したも	
のに限る。以下同じ。)	

2 1の頃に掲りる争し以外の争し	2	1の項に掲げる写し以外の写し
------------------	---	----------------

当該写しの作成に要する費用に相当する額

2 条例第25条第3項の規則で定める額は、次表のとおりとする。

区	分	金額
紙その他これに類	1 複写機による写し	片面1枚につき10円
するものに印字し、又は印画したもの	2 1の項に掲げる写	当該写しの作成に要する費用に相当する
の写しの交付	し以外の写し	額
録音テープ、録音ディスク、録画テープ又は		当該複製物の作成に要する費用に相当す
録画ディスクに複製	した複製物の交付	る額

(写しの送付の求め)

第16条 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、送付に要する郵便料相当額の費用 を納付して、個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。

第3節 訂正

(訂正請求書)

- 第17条 条例第27条第1項の訂正請求書は、盛岡地区広域消防組合個人情報訂正請求書(様式第17号)とする。
- 2 条例第27条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 訂正請求をする者の連絡先
  - (2) 法定代理人等が訂正請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名 及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が訂正請求を行うことが 困難な理由
  - (3) その他必要な事項

(訂正決定等の通知)

- 第18条 条例第29条の規定による通知は、次の各号に掲げる個人情報の訂正の区分に応じ、 当該各号に定める通知書により行うものとする。
  - (1) 個人情報の全部について訂正をするとき 盛岡地区広域消防組合個人情報訂正決定通知書(様式第18号)
  - (2) 訂正請求に係る個人情報の一部について訂正をするとき 盛岡地区広域消防組合個人情報部分訂正決定通知書(様式第19号)
  - (3) 個人情報の全部について訂正をしないとき 盛岡地区広域消防組合個人情報不訂正決定 通知書(様式第20号)

(訂正決定等の期間の延長に係る通知)

第19条 条例第30条第2項の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報訂正決定

等期間延長通知書(様式第21号)により行うものとする。

(訂正決定等の期間の特例の取扱いに係る通知)

第20条 条例第31条の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報訂正決定等期間 特例適用通知書(様式第22号)により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第21条 条例第32条第1項の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報訂正請求 事案移送通知書(様式第23号)により行うものとする。

(個人情報の提供先への通知)

第22条 条例第33条の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報訂正通知書(様式第24号)により行うものとする。

第4節 利用停止

(利用停止請求書)

- 第23条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、盛岡地区広域消防組合個人情報利用停止 請求書(様式第25号)とする。
- 2 条例第35条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 利用停止請求をする者の連絡先
  - (2) 法定代理人等が利用停止請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が利用停止請求を行うことが困難な理由
  - (3) その他必要な事項

(利用停止決定等の通知)

- 第24条 条例第37条の規定による通知は、次の各号に掲げる個人情報の利用停止の区分に 応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
  - (1) 個人情報の全部について利用停止をするとき 盛岡地区広域消防組合個人情報利用停止 決定通知書(様式第26号)
  - (2) 利用停止請求に係る個人情報の一部について利用停止をするとき 盛岡地区広域消防組 合個人情報部分利用停止決定通知書(様式第27号)
  - (3) 個人情報の全部について利用停止をしないとき 盛岡地区広域消防組合個人情報不利用 停止決定通知書(様式第28号)

(利用停止決定等の期間の延長に係る通知)

第25条 条例第38条第2項の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報利用停止 決定等期間延長通知書(様式第29号)により行うものとする。

(利用停止決定等の期間の特例の取扱いに係る通知)

第26条 条例第39条の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報利用停止決定等期間特例適用通知書(様式第30号)により行うものとする。

第5節 不服申立て

(審査会への諮問をした旨の通知)

第27条 条例第41条の規定による通知は、盛岡地区広域消防組合個人情報保護審査会諮問 通知書(様式第31号)により行うものとする。

(第三者からの開示決定等の不服申立てに対する裁決等の通知)

第28条 条例第42条において準用する条例第21条第3項の規定による通知は、盛岡地区 広域消防組合第三者からの個人情報開示決定不服申立裁決等通知書(様式第32号)により 行うものとする。

第3章 雑則

(実施状況の公表の方法)

- 第29条 条例第64条の規定による公表は、年度ごとに次に掲げる事項を告示して行うものとする。
  - (1) 個人情報取扱事務の届出件数
  - (2) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数及びその決定状況
  - (3) 不服申立ての件数及びその概要
  - (4) その他必要な事項

附則

この規則は、条例の施行の日(平成23年4月1日)から施行する。